

鶴岡市農業委員会第35回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和2年10月13日(木) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	7番 石塚 治己 農業委員
早退委員	なし
欠席委員	7番 吉住 喜之 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 渡部 宏一 専門員 伊藤 豊 専門員 石塚 亮 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1:30
議 長	<p>本日の欠席届は7番 吉住喜之 推進委員より提出されております。遅参に関しては7番 石塚 治己 農業委員より提出されております。早退はありません。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただ今より第35回西部農地部会を開会します。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。6番 今野 喜好 委員、8番 木村 充 委員を指名いたします。</p> <p>次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地法第4条の規定による届出申請について 報告第4号 農地法第5条の規定による届出申請について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。なお、議案第1号のうち14ページの地上権設定に係る議案については次の議案第2号と関連がありますので後ほど一括して審議していただきます。ついては議案第1号のうち所有権移転及び賃借権設定分を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 8番木村充委員。
8 番 委 員	8番木村です。先日私と事務局で現地を確認してきました。鶴17 砂谷、こちらはかなり山の上の方ですがきれいに管理されておりました。山菜の栽培をしておりました。
議 長	3番太田裕徳委員。
3 番 委 員	3番太田です。鶴18 ですが、■■■さんは親子ということで、また農地の方も適切に管理されており問題ないことを報告いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転と賃借権設定についての許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（地上権設定）及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	(説明)《営農型太陽光発電設備について》 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 12番本間誠推進委員。
12番推進委員	12番推進委員本間です。鶴19と鶴11の下川の案件です。現地に行ったところ、松が相当茂っており現状は畑ではなく森林のような状態の場所です。ただ、隣はソーラーパネルも設置しておりハウス等もあります。木を掘り起こしてきれいに更地にするには相当かかるだろうなというところですが、逆に良いのではないかと思って見てきましたので問題ないと思いました。以上です。
議長	8番木村充委員。
8番委員	8番木村です。鶴10山田です。前月から継続して出されているものできちんと管理されておりました。以上です。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 5番重松美鈴委員。
5番委員	5番重松です。鶴19について、夫婦間での権利設定という理解ができなかったのもう一度お願いできますか。
事務局	通常、農地では家族単位等になっているわけですが、この太陽光パネルに関してはあくまでも個人ということで、下の農地の持ち主が■■■■さんであり太陽光パネルを設置するのが■■■■さんということで、ご夫婦ではありますがそれぞれ別人ということで、地上権の設定ということでの審議になります。
議長	5番重松美鈴委員。
5番委員	5番重松です。花き栽培に取り組むのはどなたになるのですか。
事務局	花の栽培、下の地面で行うのは■■■■さんです。下でユーカリの葉を栽培するという事で先月の3条許可申請に上がっていましたがその栽培をして、その上の部分に■■■さんが太陽光パネルを設置するという事です。
議長	他にありませんか。 9番菊地勝三推進委員。
9番推進委員	9番推進委員菊地です。ユーカリの生産はよいのですが、一時転用許可の条件として、年に1回の報告の義務付け、農産物の生産等に支障が生じていないかのチェック、それに対して著しい支障があった場合は施設を撤去して復元することを義務付けるとなっておりますが、生産量の減少は何をもって判断するのでしょうか。そういう基準はどうなっているのでしょうか。
議長	事務局をお願いします。
事務局	今回許可となった場合、毎年一年後に状況報告書というものを提出してもらいます。申請の時もそうなのですが、県の普及課の方から意見をいただきます。収量について一年後に報告、そして大規模な減少がないかどうかのチェックを行います。また一年後に同じように収量が落ちていないか等普及課から意見書をいただきそのチェックをして、三年後には継続して行いたい場合には転用の許可申請をまた提出していただくということになります。とにかく毎年県の普及課の方からの意見と収量について、出荷した経過等を添付して報告していただくことになっています。

議 長	9 番菊地勝三推進委員。
9 番 推 進 委 員	9 番推進委員菊地です。スタートはどうなりますか。最初、例えば一年目がほとんど収穫できなかったとなるとそれ以降は減少というのが見られないので、スタート時点での単収目標といったようなものはあるのでしょうか。それがないと検証のしようがないのでは。
事 務 局	おっしゃるとおり、今回の 5 条許可申請をする際に営農計画書なりの必要書類の様式が決まっております、それにまず記載をして最初の時点でも県の普及課の方から意見をもらってそこからのスタートとなります。この方はユーカリを別の所でも栽培している方ですし収量についてもパネルを設置する業者の方で他の自治体等すでにやっている所の参考資料を基に県の普及課から意見をもらっての申請ということになります。
議 長	他にありませんか。 1 番小南美弥子推進委員。
1 番 推 進 委 員	1 番推進委員小南です。なぜこの■■■■さんでのソーラーパネルの設置はできなかったのですか。何か支障があつてですか。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	細かいところは。確実ではないのですが、やはりお金の問題ということを少し伺ってはおります。■■さんは先月 3 条でこの農地を取得していますし、これからトラクターなども入れるようにするというので、お金を借りる都合なのかなど。誰でないといけないという縛りはないのでこちらでは確実には聞き取りはしていません。
議 長	他にありませんか。 4 番土岐善久委員。
4 番 委 員	4 番土岐です。仮に三年後に撤去しなければならない、仮に六年後に撤去しなければならないといった場合、撤去費用を払えるかどうかというのは話をしなくてもよいのでしょうか。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	こちらの方は最初に設置するときの条件になっておりました太陽光発電設備撤去後の復旧復元に関する契約書というものがあります。今回の場合は所有者が■■■■さんで設置が■■■■の■■さんということになっているものですから、第三者の保証人も入れてその撤去費用等についての保証もついているということで書類はいただいております。
議 長	他にありませんか。 1 1 番佐藤克久推進委員。
1 1 番 推 進 委 員	1 1 番推進委員佐藤です。この営農型太陽光発電ですが、営農する人と発電する人の名義が違っていても可能だということですか。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	そうです。国の方の Q & A からですが、営農者と設置者が異なる場合ということですが、こういうケースについてはこうするといったマニュアルもあります。必ず営農者が設置しなければいけないという縛りは何もありません。
議 長	1 1 番佐藤克久推進委員。

11番 推進委員	それでは農地に農家ではない人が太陽光パネルを設置し、その下で地主の人が作物を作るということが可能なわけですか。
事務局	<p>そのとおりです。毎年その収量の報告等は設置者が行うことになっておりますので営農する方は本当に営農しているだけで設置している人が農地の収量に影響がないかやパネルが飛んで行ったりしないか等そういったこと全てに責任を持つことになっています。</p> <p>先ほど言い忘れましたが、庄内では鶴岡市だけが今までなかったということで他市町村の例としてはやはり花きやきこの栽培が主に多いということでした。水稻については県内では東根市と米沢市の方で1件ずつやっている方がいますし、来年からだと思うのですが酒田市の平田地区で水稻をやるといっている人がいるということは聞いています。ただ、その土地の所有者、耕作者が設置しているかどうかの情報はありませんが、一応情報としてお伝えします。</p>
事務局	<p>耕作者にとってみれば地上部に地上権を設定して他人に貸し、貸したことでそれなりの収益を得られるということで、言ってみれば下で耕作している人の営農の経営にとってもプラスになるということですし、耕作者が自分で設置する場合は当然売電の収益が自分の収益になります。いずれにしても下で耕作している方の所得の増大には寄与するというところで理解できるのかなと思います。</p>
議長	他にございませんか。
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(地上権設定)及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(地上権設定)及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議長	<p>全員賛成により、議案3号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について、を議題いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について》

議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第35回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後2:10
	<p>議 長 _____ 鈴木 裕 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 今 野 喜 好 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 木 村 充 _____</p>